

# 指導資料



鹿児島県総合教育センター

## 音楽 第41号

- 中学校対象 -

平成23年4月発行

### 我が国や郷土の伝統音楽の指導の工夫

#### - 「我が国の伝統的な歌唱」の指導と評価を中心に -

新学習指導要領では、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに、他国の音楽文化を尊重する態度等をはぐくむため、学校や学年の段階に応じて我が国や郷土の伝統音楽の指導を一層充実させることが示された。

これまで、指導資料音楽第33、34、36号において日本の伝統音楽の指導の工夫について器楽を中心に述べたところであるが、本稿では歌唱の指導と新しく示された評価の実際について述べることにする。

#### 1 伝統的な歌唱の指導の基本的な考え方

新学習指導要領において、歌唱教材選択の観点として、「民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、地域や学校、生徒の実態を考慮して、伝統的な声の特徴を感じ取れるもの」が新たに示されたのは特筆すべきことである。民謡などの特徴を表現するには、西洋音楽的な合唱の発声ではなく、話し言葉に近い地声で表現することとなる。これまで歌唱においては、西洋音楽的な合唱にふさわしい発声に重点が置かれてきたので、西洋音楽をベースに学んできた多くの指導者にとって、生徒に民謡などを地声で歌わせることに対し抵抗を感じる

かもしれない。そこで、まず、指導者がしなやかな感覚をもち、多種多様な発声に価値を見いだすことが求められている。

ここで大切なことは、学習指導要領解説に「発声の方法を幾通りも身に付けさせることがねらいではない。」と明記されているように、曲種に応じた発声の一つとして、生徒に地声で民謡などを表現させることで、発声の方法は音楽の種類、様式によって多種多様であることを理解させ、声の特徴を知覚し、その雰囲気や特質を感受して歌唱表現につなげることである。

#### 2 伝統的な歌唱の指導上の留意点

##### (1) 効果的に指導するための教材の選択

「我が国の伝統的な歌唱」とは、各地域で歌い継がれている仕事歌や盆踊歌などの民謡、歌舞伎における長唄、能楽における謡曲、文楽における義太夫節、三味線や箏などの楽器を伴う地歌・箏曲などにおける歌唱を指す。それらの中から、生徒の実態に合う教材を選択するためには、指導者自身が実際に歌ってみるなど、体験を通して伝統的な歌唱の魅力を知る必要がある。また、郷土に根ざした民謡

や民俗芸能における歌唱などを，教材化することが大切である。

効果的な指導法としては，外部講師を招き，話を聞いたり，実技指導をしていただいたりするなど，生きた教材に触れさせることが挙げられる。しかし，外部講師の招聘が難しいときには，DVD，CDなどの視聴覚教材や，映像資料など情報収集し編集したものなどを蓄積するよう努めたい。さらに，校内における芸術鑑賞や，旅行・集団宿泊の行事における体験学習などの機会も視野に入れておくとうい。いずれの場合も，設定した題材において，その教材で何を指導するのかを明確にした計画的な実践が求められる。

### (2) 学習指導要領の〔共通事項〕との関連

〔共通事項〕は各活動の支えとなる事項が示されているので，各活動と関連を図って適切に指導する必要がある。我が国の伝統的な歌唱を扱うことで，以下のような音楽を形づくっている要素の指導との関連が考えられる。

音色～声の音色，曲種に応じた発声  
 旋律～音のつながり方，装飾音・コブシ・ポルタメントなどの旋律装飾，  
 我が国の伝統的な音階  
 形式～民謡などにおける音頭一同形式，  
 伝統音楽に見られる序破急など

これらの要素や要素同士の関連を知覚し，特質や雰囲気を感じながら，音楽表現を創意工夫させることが大切である。

### (3) 比較学習の充実

我が国の伝統的な音楽の特徴を理解させるには，既習事項との比較学習が有効

と言える。我が国の伝統的な歌唱を，生徒がこれまでに学習した歌唱と比較させ，違いに気付かせることで，それぞれの音楽のもつよさを味わわせることができる。音楽を形づくっている要素をポイントにしながら両者を比較したり，実際に歌い比べたりすることが，音楽の多様性，ひいては音楽文化についての理解につながっていく。

## 3 伝統的な歌唱の指導と評価の実際

### (1) 指導の実際

表1は，奄美の民謡「いきゅんにや加那」を教材として扱った題材『民謡に親しもう』の主な学習活動を示したものである。南北600キロにわたる本県は多種多様な音楽文化を有する。奄美の民謡は「島唄」とも呼ばれ，人々の生活に深く根ざし，口承で伝えられてきた。近年では若い世代の唄者による活躍もめざましい。「いきゅんにや加那」は単純な旋律で，中学生にも親しみやすい教材である。

表1 題材『民謡に親しもう』の主な学習活動

時	主な学習活動(全3時間)
1	1 日本各地の民謡について知る。 2 民謡の種類や音階について知る。 3 郷土の民謡「いきゅんにや加那」の音取りをする。
2	1 唄者の演奏の鑑賞を通して，島唄の発声の特徴や言葉の特性を生かした表現方法を知る。 2 島唄の特徴や，独特な発声を生かしながら表現する。
3	1 島唄の特徴を生かしながら，自分たちの演奏を工夫する。 2 表現方法を工夫しながら，表情豊かに歌う。

(鹿児島大学教育学部附属中学校 福原美保教諭の実践より)

第2時では，外部講師として唄者が招かれている。唄者が三味線を手に歌い出すと，教室は水を打ったようにしんとなった。生徒は，三味線の響き，地声から裏声へと移行する発声や息づかいを聞き逃すまいとするかのようなようであった。

これまで聴いたことのない音楽に触れ

た感動も冷めやらぬまま、その後、生徒は実際に唄者から実技指導を受けた（写真）。独特な島唄の発声を、生徒は「真似て知る」ことになったのである。学習指導要領「指導上の配慮事項(3)」に「我が国の伝統的な歌唱の指導については、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮すること。」とあるが、生徒自ら、唄者の喉の開け方を注意深く見たり、奄美の方言の発音を繰り返し練習したりする様子が見られた。



写真 唄者とともに手踊りを交えて歌う生徒

このように、発声の仕方を知り(知覚)、そのよさや特質を感じ取り(感受)、それを生かしながら「どのように自分たちの『いきゅんにや加那』を表現したらよいだろうか。」という思いをもち(思考・判断)、歌唱表現につなげた一連の学習の流れは、知識・技能の習得と思考力・判断力の育成が

一体となって図られたものであると言える。  
(2) 評価の実際

学習指導要領の改訂に伴い、新しい評価の観点・評価規準の設定例が示された。今回見直された点や評価規準の設定について、以下に述べる。

#### ア 評価の観点

図に示したとおり、第2・3観点が変更された。他教科の評価の観点にも示された「思考・判断・表現」の「表現」と、音楽の領域であり、指導の内容を示す「表現」を区別するために、「音楽表現」という言葉に改められた。

#### イ 評価の観点に関する考え方

図のように、表現の能力は技能に関する観点(第3観点)と、表現を創意工夫したり発想・構想したりする能力に関する観点(第2観点)に分けて示された(1)。また、鑑賞の能力は、知識・理解に関する観点と、自分なりに評価したり価値を考えたりする能力に関する観点(第2観点的趣旨)を一体的に見る観点として位置付けられた(2)。それぞれの観点到込められている意味を把握し、評価規準を設定することが大切である。

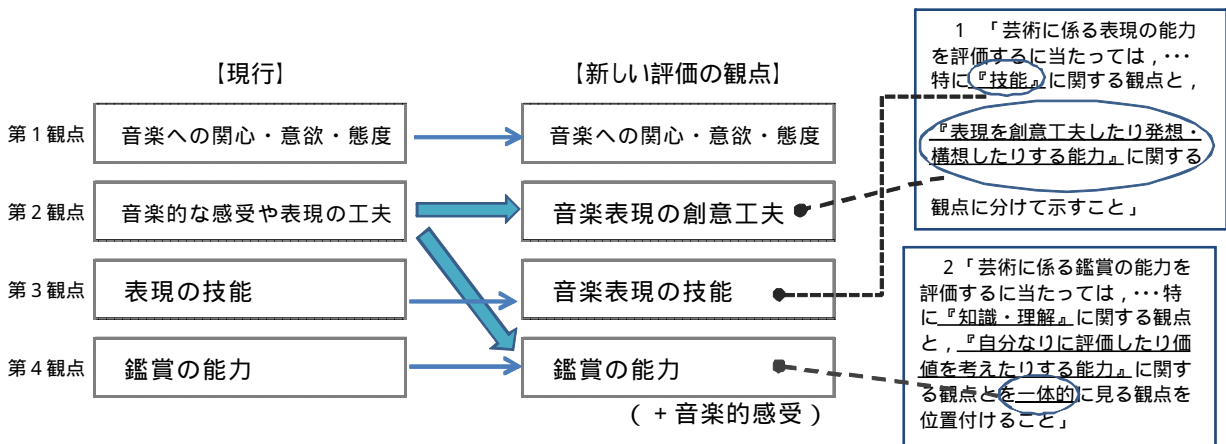


図 音楽科の新しい評価の観点

表2 題材『民謡に親しもう』における評価規準の設定

時	主な学習活動	単位時間における評価規準				〔共通事項〕 要素や用語、記号
		第1観点 音楽への関心・意欲・態度	第2観点 音楽表現の創意工夫	第3観点 音楽表現の技能	第4観点 鑑賞の能力	
1	1 日本各地の民謡について知る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民謡の特徴とその背景となる文化・歴史に関心をもち、鑑賞する学習に主体的に取り組もうとしている。</li> <li>・歌詞の内容や曲想に関心をもち、曲にふさわしい音楽表現を工夫して歌う学習に主体的に取り組もうとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽を形づくっている要素（音色、旋律、強弱、構成）を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、鳥唄の発声や言葉の特性を理解して、鳥唄にふさわしい音楽表現を工夫し、どのように歌うかについて思いや意図をもっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歌詞の内容や曲想を生かした、曲にふさわしい音楽表現をするための技能（発声、言葉の発音、身体の使用の方）を身に付けて歌っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽を形づくっている要素（音色、旋律、強弱、構成）を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、鳥唄の特徴をその背景となる文化・歴史と関連づけて理解して、解釈したり価値を考えたりし、鑑賞している。</li> </ul>	音色 リズム 旋律 強弱 構成 拍 間 音階
	2 民謡の種類や音階について知る。					
	3 郷土の民謡「いきゆんや加那」の音取りをする。					
2	1 唄者の演奏の鑑賞を通して、鳥唄の発声の特徴や言葉の特性を生かした表現方法を知る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥唄の発声や言葉の特性（言葉の抑揚、子音・母音の扱い、語感）に関心をもち、それらを生かして歌う学習に主体的に取り組もうとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥唄の発声や言葉の特性を生かした音楽表現をするために必要な技能（発声、言葉の発音、身体の使用の方）を身に付けて歌っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽を形づくっている要素（音色、旋律、強弱、構成）を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、鳥唄の特徴から音楽の多様性を理解して、解釈したり価値を考えたりし、鑑賞している。</li> </ul>	( 3 )	
	2 鳥唄の特徴や、独特な発声を生かしながら表現する。					
3	1 鳥唄の特徴を生かしながら、自分たちの演奏を工夫する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥唄の発声や言葉の特性を生かして歌う学習に主体的に取り組もうとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥唄の発声や言葉の特性を生かした音楽表現をするために必要な技能（発声、言葉の発音、身体の使用の方）を身に付けて歌っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽を形づくっている要素（音色、旋律、強弱、構成）を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、鳥唄の特徴から音楽の多様性を理解して、解釈したり価値を考えたりし、鑑賞している。</li> </ul>	( 3 )	
	2 表現方法を工夫しながら、表情豊かに歌う。					

（鹿児島大学教育学部附属中学校 福原美保教諭の実践を基に作成）

## ウ 評価規準の設定

前述の題材『民謡に親しもう』における評価規準を表2のように設定した。以下、観点毎に留意した点を述べる。

第1観点では、学習活動をしっかりと見取るために、学習の対象をより明確にし、学習内容に対する関心と主体的な取組の状況を把握できるようにした。

第2観点では、現行の「音楽的な感受や表現の工夫」を踏襲しているが、ここでは、どのように音楽表現するかという思考・判断に結びつくよう〔共通事項〕を取り扱うことが大切である。

第3観点では、第2観点と関連させながら、思考・判断していることと一体的に、それを言葉などで表す力としての「表現力」、歌唱・表現・創作による音楽表現としての「表現力」を把握できるようにした。

第4観点では、現行の第2観点「音楽的な感受」を含めていることと合わせて「思考・判断」を働かせて味わって聴いている状況

を把握できるようにした。

新設された〔共通事項〕は第2、4観点の評価を行う際のキーワードとなる（3）。

〔共通事項〕を手がかりとすることで思考・判断する対象が明確になり、扱う音楽の価値を生徒に理解させることが可能になる。

平成24年度の学習指導要領全面実施に向け、各学校では改訂の趣旨を踏まえながら、年間指導計画、評価規準の見直し等を進めているが、今後、我が国や郷土の伝統的な音楽の指導の充実は言うまでもなく、知覚し感受することを基に指導内容を明確にした、確かな学びのある音楽科の授業を展開することが大切である。

- 参考・引用文献 -

文部科学省『中学校学習指導要領解説 音楽編』  
平成20年9月 教育芸術社

原田徹著『中学校新学習指導要領の展開』  
平成20年2月 明治図書

清水宏美著『和楽器・日本の音楽を楽しもう』  
平成15年8月 音楽之友社

（教職研修課）

